

令和7年1月29日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第三号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 竹田 紘己 (北支部)

処分年月日 令和7年1月29日 (理事会議決日)

処分内容 廃業の勧告 (廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。)
(東京都行政書士会会則第23条第1項第三号)

処分理由 (違反している規則、会則)
一 行政書士法第10条 (行政書士の責務)
二 行政書士法第13条 (会則の遵守義務)
三 行政書士法施行規則第9条第1項 (法令又は依頼人の趣旨に反する書類の作成)
四 日本行政書士会連合会会則第59条 (責務)
五 東京都行政書士会会則第18条第1項 (会員の責務)
六 東京都行政書士会倫理規程第3条第2項、第7条 (虚偽の事実の作出の禁止)

被処分者は、在留資格変更許可申請に際して、実際の職務内容とは異なる内容の申請書及び採用理由書等の添付資料を作成し、2度にわたり東京出入国在留管理局に対し申請取次ぎをするなど、行政書士としての信用を害し、依頼人に多大な損害を与えた。また、申請取次業務における法令遵守意識が極めて希薄で、真摯に反省していないことが認められる。

以上の理由から上記の処分を科す。